

# 喪われた記録

—戦時下の公文書廃棄—

加藤 聖文

## 【要 旨】

敗戦時に大規模な公文書の廃棄が行われたために、現在の国や地方の行政機関では戦前期の公文書が少ないといった認識が一般的である。

しかし、戦前の公文書は、戦後に引き継がれたものと戦後のある時期までに廃棄されたものの二つの系統があり、そして、廃棄されたものは、敗戦前に廃棄されたもの、敗戦時に廃棄されたもの、戦後に廃棄されたものの三つに分けられる。

さらに、公文書には大きく分けて普通文書と機密文書の二種類があり、このうち敗戦時の廃棄の中心となったのは機密文書であり、一方、敗戦前と戦後に廃棄されたものは、文書管理規程に基づく通常の廃棄以外では、特殊な理由によって廃棄されたものがあつた。

本稿では、この通常の公文書のライフサイクルとは異なるかたちで戦時中から戦後までに公文書が大量に廃棄された実態を愛知県庁での事例を中心に検証する。

通常のライフサイクルとは異なるかたちとは、敗戦前では、新庁舎の建設に伴う廃棄、戦時中の物資欠乏による廃棄、防空体制の強化による廃棄、文書の疎開に伴う廃棄といった要因が挙げられる。また、戦後では平時になったために戦時に作成された文書の必要性が無くなったことによる廃棄が挙げられる。

このようなさまざまな要因によって行われた大規模な文書廃棄を通して見るなかで、すでに敗戦前に多くの文書が失われていたこと、そしてそのような行為を通して見るなかで、行政機関にとって文書の重要性に対する認識が研究者とは全く異なるものであることと、行政組織が生み出す公文書の実像を明らかにし、さらには、現代における公文書の廃棄問題、これからの公文書管理についてのあり方への問題提起を行う。

## 【目 次】

はじめに

I. 新庁舎建設にともなう廃棄と尾張徳川黎明会への譲渡

II. 戦局の悪化と文書廃棄

III. 「決戦非常措置要綱」と文書廃棄

IV. 文書廃棄の最終段階

おわりに

## はじめに

敗戦時に多くが失われたとされる公文書に関しては、すでに拙稿において、公文書の実際の保存管理制度や官庁における位置づけを分析しないままに現在に残されていない理由をすべて敗戦時の廃棄に求

めるべきではないとの批判を行った<sup>1)</sup>。そこでは台湾総督府と朝鮮総督府の事例などによって、戦後に引き継がれた公文書が予想以上に大量にあったことに焦点をあてて論じてきたが、それは敗戦時の一括廃棄ですべてを片づけようとする現在の一般認識を批判するためにあえて残された側面を強調したものであって、廃棄そのものを否定したわけではない。

戦前の公文書は、戦後に引き継がれたものと戦後のある時期までに廃棄されたものの二つの系統がある。そして、廃棄されたものに関しては、敗戦前に廃棄されたもの、敗戦時に廃棄されたもの、戦後に廃棄されたものの三つのパターンに分けられる。敗戦時に廃棄された公文書については、別稿をもって明らかにする予定であるが、ここでは公文書には大きく分けて普通文書と機密文書の二種類があり、このうち敗戦時の廃棄の中心となったのは機密文書であって、その機密文書とは主に国家総動員法および軍用資源秘密保護法に基づいた戦争動員に関わる文書であったことだけ指摘しておきたい<sup>2)</sup>。

一方、敗戦前に廃棄されたものは、文書管理規程に基づいて保存年限満了によって実施された通常の廃棄があるが、その他にも戦時中に特殊な理由によって通常の公文書のライフサイクルとは異なるかたちで廃棄されたものがあつた。そして、戦後の廃棄もある一時期までは戦時中に行われた廃棄の影響を受けていた点が大いなのである。

本稿では、この通常の公文書のライフサイクルとは異なるかたちで戦時中から戦後にかけて公文書が大量に廃棄された実態を愛知県庁での事例を中心に検証する。

そして、戦時中に物資の欠乏や防空体制の強化、文書の疎開といった要因によって愛知県庁で行われた大規模な文書廃棄を通して見るなかで、すでに敗戦前に多くの文書が失われていたこと、そしてそのような行為はいかに県庁にとって文書の価値認識が研究者とは異なるものであつたかを明らかにし、公文書廃棄の実態に近づいてゆきたい。

また、公文書廃棄を論ずることは、単に歴史的経緯を明らかにすることだけが目的ではなく、公文書とは行政組織にとっていかなる意味を持ち、また平時・戦時といった状況においてどのような影響を受け、また受けない部分は何なのかを知るための重要な基礎作業である。そして、そのような積み重ねによって行政組織が生み出す公文書の実像が明らかになるのであって、その先には、現代における公文書の廃棄問題、さらには公文書は行政機関のものではなく国民の共有財産であるといった観点に立つ重要性、そして、これからの公文書管理についてのあり方といったものが見えてくるのではなかろうか。

以上のような問題関心に立ちつつ、戦時下で行われた公文書廃棄がいかに異常なものであつたのか、またそれとは正反対に行政機関にとっていかに正常なものであつたのかを明らかにしていこう。

## 1. 新庁舎建設にともなう廃棄と尾張徳川黎明会への譲渡

愛知県庁においては、文書管理規程に基づいて公文書の保存年限は第一種（永年）・第二種（30年）・第三種（10年）・第四種（5年）・第五種（1年）と定められていた。そして毎年、保存期限満了となった文書は目録が作成され、5月に主務課で合議がなされた後、廃棄の決定がなされたが、廃棄

1) 拙稿「敗戦と公文書廃棄—植民地・占領地における実態—」（『史料館研究紀要』第33号、2002年）。

2) この問題については、2004年5月22日に韓国明知大学校で開かれたシンポジウム「記録史料管理と近代」（主催：韓国国家記録研究院）において、「植民地官庁における文書管理制度—台湾総督府における保存・廃棄・引継—」と題する報告のなかで触れた。なお、行政組織内で管理される文書以外には、警察および司法関係の文書がある。これらは別の管理が行われてきたのであり、またその実態については不明な点が多く今後検証を深める必要がある。

の決定は通常6月から8月の間に行われていた。廃棄については、文書編纂保存規程（大正12年1月訓令第1号）第21条では以下のように定められていた<sup>3)</sup>。

3) 愛知県『庁規』（愛知県公文書館所蔵愛知県庁文書「文書編纂保存規程」A74・索引番号6）。以下特に断りのない限り愛知県庁文書はすべて愛知県公文書館所蔵である。なお、2003年度に国文学研究資料館史料館（現国文学研究資料館）が、本稿で触れるこれら文書保存管理に関わる文書をマイクロフィルムにて収集した。これらは紙焼製本作業が終わり次第、順次公開する予定である。

なお、愛知県の文書編纂保存規程は、昭和期になってから①昭和5年1月31日訓令第9号・②昭和9年4月6日訓令第31号・③昭和13年11月8日訓令第55号・④昭和17年2月12日訓令第24号・⑤昭和19年3月25日訓令第39号と5回の改正が行われた。そのうち④で第21条に追加条項が、⑤で保存年限の改正が行われた以外は、別表の門別の改正などに止まり、規程そのものに大きな変化はなかった。ちなみに、1937年時点での愛知県の文書編纂保存規程（昭和9年4月6日訓令第31号）は以下のようなものであった。

文書編纂保存規程

第一條 知事官房、内務部、学務部及土木部所管ノ事務ニ関スル文書ハ本規程ニ依リ編纂保存スヘシ

第二條 文書ハ部門ヲ分チテ編纂シ左ノ区分ニ依リ保存スヘシ

- 第一種 永年
- 第二種 三十年
- 第三種 十年
- 第四種 五年
- 第五種 一年

第三條 文書ノ編纂部門及種目並ニ歴年編纂、年度編纂ノ區別ハ別表ヲ以テ之ヲ定ム

第四條 文書ノ編纂部門及種目ハ各課主任ニ於テ起案ノ際相当ノ箇所ニ朱記スヘシ

前項ノ部門ハ首字ヲ以テ表シ種目ハ符号ヲ以テ記載スルコトヲ得

第五條 処理完結シタル文書ハ一事件毎ニ関係文書ヲ処理ノ順序ニ依リ一括シテ速ニ知事官房文書課ニ回付スヘシ

第六條 本県県令、訓令、訓ノ原議ハ其ノ區別ヲ朱記シ知事官房文書課ニ回付スヘシ

知事官房文書課ニ於テ回付ヲ受ケタル前項ノ文書中県令、訓令ノ原議ハ番号順ニ編綴シテ之ヲ保存スヘシ

第七條 諸帳簿ハ記帳結了ノ日ヨリ一箇月以内ニ其ノ保存年限其ノ他必要ナル事項ヲ記載シタル引継目録ヲ添ヘ知事官房文書課ニ引継クヘシ但シ会計ニ関スル帳簿ニシテ金庫ニ藏置ヲ要スルモノハ此ノ限ニ在ラス

第八條 文書ハ各種目毎ニ一年度若ハ一年毎ニ一冊ト為シ第五種ヲ除クノ外総テ索引ヲ附スヘシ但シ適宜分冊ト為シ又ハ数年度若ハ数年分ヲ合併シテ一冊ト為スコトヲ得

前項ニ依リ編纂ヲ了リタル文書ニシテ第一種、第二種ニ属スルモノハ一冊毎ニ表装ヲナシ部門、種目、年号其ノ他必要ナル事項ヲ記載スヘシ

第九條 特別ノ規定ニ基キ処理シタル文書又ハ臨時事務ニ関スル文書ニシテ普通文書ト共ニ編纂シ難キモノハ特ニ知事ノ決裁ヲ經テ別冊ト為スコトヲ得

第十條 知事官房文書課ハ編纂シタル文書ノ目録ヲ調製シ文書ノ部門、種目、年号其ノ他必要ナル事項ヲ記載シ文書ノ搜索ニ便ナラシムヘシ

第十一條 編纂ヲ了リタル文書ハ文書庫内一定ノ場所ニ藏置保存スヘシ

執務上前項文書ノ閲覽ヲ要スルトキハ文書閲覧票ニ証印ノ上其ノ交付ヲ受クヘシ

第十二條 編纂シタル文書ハ其ノ取扱ヲ鄭重ニシ他事ヲ記入シ若ハ擅ニ抜取ルコトヲ得ス但シ必要止ムヲ得サル場合ハ知事官房文書課編纂主任ニ協議シテ其ノ手続ヲナスヘシ

第十三條 執務上常ニ必要ナル文書ハ其ノ種目ニ付予メ知事ノ決裁ヲ經テ其ノ課ニ保存スルコトヲ得但シ此ノ場合ニ在リテハ其ノ種目ヲ知事官房文書課ニ通報スヘシ

前項ノ文書ニシテ各課保存ノ必要ナキニ至リタルトキハ本規程ニ準シ編纂表装シテ引継目録ヲ添ヘ知事官房文書課ニ引継クヘシ

第十四條 秘密ニ属スル文書ハ主務課長ニ於テ特ニ整理スヘシ

前項ノ文書ニシテ秘密ヲ要セサルニ至リタルトキハ「不要秘密」ノ文字及年月日ヲ欄外ニ記載シ主務課長

第二十一條 保存年限満了ノ文書ハ其ノ目錄ヲ調製シ毎年五月主務課ニ合議シ棄却ノ決裁ヲ経テ會計課ニ引継クヘシ

前項ニ依リ引継クヘキ文書ニシテ印鑑アルモノハ塗抹或ハ裁断スヘシ

廃棄の対象となったものは、毎年第三種以下のものがほとんどであり、通常の文書保存年限に沿った処理がなされていたが、1937年以降その傾向に変化が出始める。

日中戦争が始まった同じ月(1937年7月)の29日、県庁内各課長らが集まった会議で文書課長より保存文書の整理についての説明が行われ、9月27日に各課長宛に保存文書整理についての通牒が回付された<sup>4)</sup>。

文書課による説明では、文書量の激増によって書庫の収容能力が限界にきていること、新庁舎完成にともなう移転のために文書整理をする必要があることといった理由が挙げられ<sup>5)</sup>、内容を充分調査の上、廃棄または保存年限の短縮を決定して保存文書の削減を図ることが求められていた。実際、文書課が6月末現在で把握していた文書総数は、3万7,883冊(内訳：特別永年保存文書《古文書・地籍図・台帳など》5876冊・普通文書《いわゆる公文書》2万2,760冊《第一種1万4,310冊・第二種1,170冊・第三種2,948冊・第四種3,708冊・第五種624冊》・元郡役所引継文書9,247冊)にのぼり、さらに毎年平均935冊(第一および第二種547冊・第三種以下388冊)もの文書が増加する計算であった<sup>6)</sup>。

文書課としては、新庁舎落成を控え一刻も早く保存文書の削減(=廃棄)を進めたい意向であったが、こうしたなかで文書廃棄の噂を聞きつけた愛知県教育会より、紀元二千六百年記念事業として計画されている県立図書館に文書を移管して欲しいとの要望が10月11日に提出された。

愛知県教育会は、「古文書ヲ保存シ之レヲ公開スル図書館」を建設するといった当時では画期的な目

---

証印ノ上第四條、第五條ノ例ニ依リ知事官房文書課ニ回付スヘシ

第十五條 文書ノ閲覽時間ハ退庁時限三十分前迄トス但シ特ニ至急ヲ要スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十六條 総テ文書ハ庁外ニ携出シ若ハ第十一條第二項ノ場合ヲ除クノ外他人ニ貸与スルコトヲ得ス

他ノ官公署又ハ個人其ノ他ヨリ文書ノ閲覽ヲ請フ者アルトキハ知事ノ決裁ヲ受クヘシ

第十七條 文庫中ニ於テハ喫煙其ノ他一切ノ火氣ヲ使用スヘカラス

第十八條 文庫ハ常ニ鎖鑰ニ注意シ其ノ管鑰ハ退庁ノ際宿直員ニ委託スヘシ

第十九條 文書庫ノ文書ハ毎年一回曝書シ尚平素適當ノ方法ヲ以テ蠹蝕ノ予防ヲ為スヘシ

第二十條 文書保存年限ノ計算ハ歴年編纂ニ属スルモノハ処理完結ノ翌年ヨリ年度編纂ニ属スルモノハ決算結了ノ翌年度ヨリ起算ス

第二十一條 保存年限満了ノ文書ハ其ノ目錄ヲ調製シ毎年五月主務課ニ合議シ棄却ノ決裁ヲ経テ會計課ニ引継クヘシ

前項ニ依リ引継クヘキ文書ニシテ印鑑アルモノハ塗抹或ハ裁断スヘシ

附則

本規程ハ大正十二年一月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ年度編纂ニ属スルモノハ大正十二年度分ヨリ本規程ニ依ル(別表) \*省略

4) 「県庁文書ノ県立図書館所蔵ニツイテノ建議」(愛知県庁文書【編纂保存】A70・索引番号13)。

5) 旧庁舎は1900年完成の木造2階建てであったが、新庁舎(現県庁舎)は鉄筋コンクリート製で1938年3月に完成する。なお、全国的に県庁舎などの建て替えは比較的一定の時期に集中して行われている。鉄筋コンクリート製への立て替えは、1928~30年頃と1937~39年頃に大きく分けられる。前者としては、神奈川県庁(1928年)・群馬県庁(1928年)・茨城県庁(1930年)・山梨県庁(1930年)、後者としては、静岡県庁(1937年)・栃木県庁(1938年)・滋賀県庁(1939年)などが挙げられるが、これらの県においても愛知県と同様に文書の整理・廃棄が行われた可能性もあり、新庁舎建設による文書廃棄の検証も今後の課題である。

6) 前掲「県庁文書ノ県立図書館所蔵ニツイテノ建議」。

標を掲げ、たまたま持ち上がっていた県立図書館計画に乗っかることで館内に古文書部を設け目標を実現しようとした。そして、古文書部の収集史料として、県庁倉庫に保管されている公文書に着目し、新庁舎移転を機に必要なものを除く全てを移管しようと図ったのである。愛知県教育会が県知事宛に提出した建議書には、「是迄他ノ官署移転整理ノ際応々保存文書ガ廃棄セラレ、反古同様ニ紙屑店ニ払下ゲラテ貴重ナル史料ヲ散失シタル例少ナシトセズ、敢テ茲ニ之レガ建議ヲナス次第ニ候」と建議申し入れの理由が挙げられていたが、庁舎の移転や新築などによる公文書の廃棄が恒常化していたこととそれに対する研究者らの危機感という構図はまさに現代にも通ずる現象といえる<sup>7)</sup>。

愛知県教育会の建議書提出の後、翌年2月22日付で財団法人尾張徳川黎明会から愛知県知事宛に「廃棄古文書下付願」が提出された。実は、この書類が提出される以前に、尾張徳川黎明会徳川林政史研究室の所三男が田中広太郎知事と会談し、廃棄文書の移管を依頼しており、この「下付願」はその会談に沿ってなされたものであった<sup>8)</sup>。

さらに、4月20日付で豊橋市立図書館が文書課宛に廃棄文書の移管願を提出し<sup>9)</sup>、廃棄文書の引き受けに名乗りを上げたのは、愛知県教育会と尾張徳川黎明会、豊橋市立図書館の3機関となった。

3機関のうち、豊橋市立図書館は特に同館へ引き渡す必然性もなく同館の申請意図もよくわからないとの理由から早々に却下された。ついで、愛知県教育会も建議書提出後に県立図書館計画が暗礁に乗り上げてしまったため、文書の受け入れに積極的ではなくなっていた。ただし、現在進行中の「愛知県教育史」編纂資料として関係する文書については貸与または譲渡を希望したため、尾張徳川黎明会への移譲を中心としつつ調整することになった<sup>10)</sup>。

1937年9月から始まっていた文書整理の結果、廃棄文書とされた文書はこの時期で6,774冊にのぼっていた。内訳は、一種（永年保存）が6,624冊（門別では、官職170・統計3・議事185・地方87・社会5・学事889・社寺220・兵事236・土木2614・地理93・会計634・勸業1341・林務7・水産19・蚕糸28・営繕93）、二種（三十年保存）が150冊（統計36・社会44・学事14・社寺16・林務38・商工2）であり、毎年廃棄が行われている三種・四種・五種の文書は今回の検討からは除かれていた。なお、保存となった文書は、一種6,356冊（官職273〔内143冊は文書門へ〕・文書143・統計15・議事641・地方428・社会54・学事961・社寺461・兵事34・土木1725・地理714・会計20・勸業643・林務62・水産61・蚕糸3・商工117）、二種827冊（統計357・地方31・社会82・学事23・社寺59・兵事1・土木3・地理79・会計20・林務109・水産10・商工53）の合計7,183冊であり、廃棄率は48%にのぼっていた。廃棄された文書の中でも平均よりも高率だったのは、営繕門100%、蚕糸門90%、兵事門87%、会計門77%、勸業門67%、土木門60%であり、低率だったのは、商工門1%、統計門9%、地理門10%、地方門15%、林務門20%、水産門21%、議事門22%、社会門26%、社寺門31%、官職門38%、学事門47%であった<sup>11)</sup>。

これらのうち、庶務課所属の県史編纂事務主任者から借用願が出され、県史編纂資料として貸し出されることになった文書114冊を除いた分のうち、6,582冊は尾張徳川黎明会へ譲渡され、78冊が愛知県教育会へ貸与されることが1938年4月21日に決まった<sup>12)</sup>。

7) 「県庁廃棄古文書類保存委託方ノ件建議」（愛知県庁文書【編纂保存】A70・索引番号14）。

8) 「廃棄文書下付願」（愛知県庁文書【編纂保存】A70・索引番号17）。

9) 「文書下付御依頼ノ件」（愛知県庁文書【編纂保存】A70・索引番号20）。

10) 「保存文書ノ処理ニ関シ再度御伺」（愛知県庁文書【編纂保存】A70・索引番号16）。

11) 「保存文書下付等ノ件」（愛知県庁文書【編纂保存】A70・索引番号21）。

12) 同上「保存文書下付等ノ件」。なお、この時県史編纂係に貸与された文書の内訳は、官職門11・議事門5・地方門9・学事門3・社寺門2・兵事門23・土木門13・会計門3・勸業門40・林務門1・水産門1・営繕門2・統計門1の計114冊、愛知県教育会への貸与は学事門78冊、尾張徳川黎明会へは文書門13・庶務門17・官

このようにして、廃棄文書の大半は尾張徳川黎明会へ譲渡されたが、黎明会へは1931年にも202冊の文書が譲渡された前例があり<sup>13)</sup>、愛知県としては黎明会への引き渡しが一番やりやすかったと思われる。なお、1939年4月に黎明会が引き受けた文書のうち6冊(兵事門・勸業門・地理門の各1冊と土木門の3冊)は保存が必要なものであることが判明したとの理由により県庁文書課へ返却され、最終的な黎明会譲渡分は6,576冊となった<sup>14)</sup>。

しかし、黎明会への譲渡はこれで終わらなかった。廃棄文書の引き渡しが決定されて間もない9月14日付で、黎明会は再度文書の譲渡を申請した<sup>15)</sup>。

県庁においては、黎明会への引き渡し以後の8月、県庁内で「死蔵」されていた郡役所引継文書を「文書管理上」と「時局ニ鑑ミ資源愛護ノ点」から廃棄することが決定され<sup>16)</sup>、あわせて通例の今年度の廃棄対象文書の選別と文書課保管の教育課・河川課・営繕課・地方課からの引継文書の廃棄が行われていたため、再び廃棄文書が発生していたのである<sup>17)</sup>。

黎明会が申請した文書はこれら廃棄対象となった文書であったが、今回は県庁側からの内々の打診に応じたもので<sup>18)</sup>、申請の翌々日の16日には引き渡しが即決されたことによって、郡役所引継文書1,710冊と保存年限満了文書1,459冊の計3,169冊にのぼる文書が譲渡された<sup>19)</sup>。

このようにして、1938年と1939年の2回にわたって愛知県庁から尾張徳川黎明会へ廃棄文書が引き渡され、黎明会は合計9,745冊もの県庁文書を所蔵するにいたった。しかし、第二次の受け入れ文書は1926年に郡役所廃止にともなって県庁が引き継いだ文書と第三種・第四種・第五種という保存年限が短く1939年の廃棄対象となっていた文書であったため、前年度受け入れた文書よりも雑多な内容で構成されていた。そのため、内容を把握したうえで受け入れたわけではない黎明会側は、受け入れ後に内部で文書の評価選別を行った結果、せっかく引き受けた多くの文書を廃棄するという事態を引き起こす。

日米開戦から約1ヶ月半が経った1942年1月22日付で尾張徳川黎明会より以前二度にわたって受け入れた文書について「調査分類ヲ進メ来リ候処該簿書ノ資料価値ハ高下各様ニシテ、即チ後日ノ研究調査資料トシテ保存スベキ内容ヲ有スルモノト然ラザルモノトニ区分セラレ候ニヨリ、前者ノヨリヨキ整理保存ヲ図ル上ヨリスルモ此際右不要存簿書ヲ廃棄処分致度」との理由による廃棄願を愛知県庁に対して提出した<sup>20)</sup>。黎明会への引き渡しの際、黎明会側で廃棄する時には県庁の指揮を受けるといった取り決めがあったため、このような申請がなされたのである。

この廃棄願に先立つ13日付で同会徳川林政史研究室の所三男から文書課長宛に出された書簡において非公式の打診が行われていたが、そのなかで1938年度受け入れ分は「土木」以外は大部分を残すが、1939年度受け入れ分は大部分廃棄処分としたい、については念のため県庁側にも廃棄予定の文書を目録で確認してもらい承後廃棄にとりかかりたい旨が述べられていた。廃棄の理由としては、総量の約半分を減

官職門147・議事門202・行幸啓関係13・統計門51・営繕門92・地方門95・兵事門208・社寺門240・社会門40・会計門552・地理門82・勸業門449・商工門130・水産門111・農事門96・蚕糸門97・林務門550・学事門747・土木門2650の計6,582冊であった。

13) 前掲「保存文書ノ処理ニ関シ再度御伺」。なお、この時譲渡された文書の明細は不明。

14) 「県庁文書下付ニ関スル書簡」(愛知県庁文書【編纂保存】A70・索引番号12)。

15) 「廃棄古文書下付願」(愛知県庁文書【編纂保存】A70・索引番号24)。

16) 「郡役所引継文書棄却ノ件」(愛知県庁文書【編纂保存】A70・索引番号11)。

17) 「保存年限満了文書棄却ノ件伺」(愛知県庁文書【編纂保存】A70・索引番号22)。

18) 「下付文書一部廃棄ノ件」(愛知県庁文書【編纂保存】A70・索引番号25)。

19) 前掲「保存年限満了文書棄却ノ件伺」。

20) 前掲「下付文書一部廃棄ノ件」。

らすことで保管に余裕ができること、またそのため今後に備えることができることといった保存設備に関わる問題が挙げられていたが、さらには「死蔵資材の活用を図りて増産目的の達成に資するところ有之」と物資供出といったまさに日米開戦後の時局が色濃く反映した理由も挙げられていたのである<sup>21)</sup>。

こうして、愛知県庁内で廃棄処分にされかかった文書を尾張徳川黎明会（正しくは徳川林政史研究室）が譲り受けたものの、2年半も経たないうちにその半数近くが廃棄されることになったのである。第二次受け入れの際、黎明会は「御内示相成候郡役所引継文書は当方研究資料として早速利用し得る性質のものにては無之候へ共事情の許す限りは後日の郡・県史資料として保存の要ある文書」であるとして文書の今日的価値はともかく将来的価値を認めていたにもかかわらず<sup>22)</sup>、結局は近視眼的な歴史研究の価値観によって廃棄されてしまった。

文書の重要性を訴える際に「歴史的価値」という言葉が良く使われるが、多くは「歴史的価値」の付与は一般市民ではなく研究者が行っている。そして、そのような行為はそれに携わった研究者の価値観に左右される危険性があることは否定できない。この黎明会の一件でも「研究資料」として必要なので県庁文書を譲渡して欲しいといった理由が挙げられていたが、研究者が「研究資料」としての価値はないと判断した時点でせっかく収集した文書も廃棄される運命を辿った。これは、研究者主導で行われる文書収集の持つ危険性を端的に顕した事例であるといえる。

ちなみに、黎明会に残された県庁文書は、名古屋の黎明会倉庫（旧蓬左文庫）と東京目白の徳川林政史研究室に分散保管され、戦時中は伊那および木曾地方に疎開されていた。そして、戦後になって1949年に文部省史料館（現国文学研究資料館）へ名古屋保管分が譲渡され、現在は国文学研究資料館・徳川林政史研究所（旧藩関係・御布告留など）・独立行政法人水産総合研究センター中央水産研究所図書資料館（元水産庁水産資料館、漁業関係42冊）の3機関が所蔵するにいたっている<sup>23)</sup>。なかでも国文学研究資料館へ戦後に譲渡された文書が黎明会へ引き渡された県庁文書の中核となるものであるが、現存数は1,365冊（内旧郡役所引継文書が69冊）にすぎず、当初の1万冊近くから1942年に半数近くが廃棄されたとしても5,000冊近くの文書が残っている計算になることからすると、1949年までに文書に記録されない廃棄と散逸がかなり進んでいたと考えられる。

## II. 戦局の悪化と文書廃棄

前述した愛知県庁文書の尾張徳川黎明会への譲渡については、文書量の激増によって収容能力が限界に近づき、新庁舎建設を機に文書の大量整理を行おうとしたことが直接的契機となった。ただし、その他にも日中戦争が泥沼化していくなかで社会に広まっていった物資供出の動きが文書廃棄にも少なからず影響を与えていたことも理由の一つとして挙げられよう。

そして、戦局がいよいよ逼迫してきた1943年11月、文書課主導で文書の大量廃棄が再び始まることに

21) 同上「下付文書一部廃棄ノ件」。ちなみに、黎明会における文書の廃棄は、かなり詳細に県庁側へ説明されており、それによると岐阜市の東海製紙にて原料還元措置がとられ、その際発生する利益は国防献金とすることが伝えられていた。

22) 同上「下付文書一部廃棄ノ件」。

23) 戦時中の疎開および黎明会から文部省史料館へ譲渡されるまでの過程、現在3機関が所蔵する内容に関しては、『史料館所蔵史料目録』第17集（文部省史料館編・発行、1971年）所収の「愛知県庁文書目録解題」（原島陽一担当）を参照。なお、本稿で扱った愛知県庁から尾張徳川黎明会への文書譲渡については、原島陽一客員教授（平成14年度史料館）のご教示によるところが大きい。

なる。

以前の1937年に計画された文書廃棄は新庁舎建設が直接の理由となっていた。今回は前回と同様に文書量の激増による保管能力の限界が一つの理由として挙げられていたもののそれが最大の理由ではなかった。それよりも戦局が悪化し、貴金属類の不足が社会に大きな影響を与えつつあったことが大きな背景となっていた。貴金属類の不足を補うために既存の製品を回収する動きが顕著になってきたなかで、県庁においても文書を配架してある鉄製書棚を供出することになり、代替の書棚が必要となったのである。

しかし、代替品となる木製書棚では従来の棚数よりも減少せざるをえず保存文書を全て収納することはできなくなり、時局柄必要最低限の文書のみ保存し、それ以外は廃棄して文書量を減らそうという計画が持ち上がった。そして、これが文書廃棄の直接の引き金になったのである<sup>24)</sup>。

この当時文書課が把握していた文書の数量は、特別永年保存文書6,003冊、普通文書26,069冊であった。前回の尾張徳川黎明会などへの大量譲渡で1万冊近くが減ったにもかかわらず、約5年で前回よりも文書量が増加する結果になっていたが、これは戦時体制の進行によって行政機能が肥大化し、それに比例して文書量も増大していったことが理由として考えられる。なお、普通文書の残存冊数と廃棄冊数の内訳は、表1の通りである<sup>25)</sup>。

また、この時の廃棄では、各地の農会などに保管を委任してあった旧郡役所引継文書も整理対象となり、翌年3月に3,466冊が廃棄された<sup>26)</sup>。

このような大量廃棄が可能になった背景には、廃棄の約2年近く前になる1942年2月12日の訓令第24号によって文書編纂保存規程が改正されたことが大きな意味を持っていた。

この改正の重要な点は、第21条が以下のように改正されたことにあった<sup>27)</sup>。

第二十一條 保存年限満了ノ文書ハ其ノ目録ヲ調製シ毎年五月主務課ニ合議シ棄却ノ決裁ヲ経テ会計課ニ引継クベシ

前項ニ依リ引継クベキ文書ニシテ印鑑アルモノハ塗抹或ハ裁断スベシ

保存期間中ノ文書ト雖モ知事官房文書課長ニ於テ保存ノ必要ヲ認メザルニ至リタルトキハ前各項ニ準ジ棄却スルコトヲ得

従来の第21条は第2項までしかなかったが、今回第3項が追加され、保存年限を短縮するなどといった手段を採らずに文書課長の判断によって廃棄が迅速にできるようになったのである。結局、この規程に基づいて5,437冊の普通文書が廃棄され、廃棄された文書は古紙として再製されることになった<sup>28)</sup>。

なお、ここにおいて廃棄の対象となった文書について、兵事門を例にして若干の考察を加えてみよう(表2参照)<sup>29)</sup>。

24) 「保存文書整理ニ関スル件伺」(愛知県庁文書【編纂保存】A71・索引番号3)。

25) 同上「保存文書整理ニ関スル件伺」、および「文書保存棄却ニ関スル件伺」(愛知県庁文書【編纂保存】A71・索引番号2)。

26) 「元郡役所保存文書棄却ニ関スル件伺」(愛知県庁文書【編纂保存】A71・索引番号4)。

27) 愛知県【昭和十七年二月十二日愛知県公報第千六百四拾号訓令第二十四号別冊 文書編纂保存規程】(愛知県庁文書「文書編纂保存規程A74・索引番号7」)。

28) 前掲「文書保存棄却ニ関スル件伺」。

29) 同上「保存文書整理ニ関スル件伺」。

喪われた記録（加藤）

表1 1943年時点での普通文書現存冊数および廃棄冊数

門別	第一種(永年)	第二種(30年)	第三種(10年)	第四種(5年)	第五種(1年)	計
官職門	146 (5)		18 (2)	1		165 (7)
文書門	285 (274)		76 (23)	21 (1)	2	384 (298)
統計門	54 (10)	539 (279)	294 (4)	156 (300)	3 (43)	1,046 (636)
庶務門	665 (378)		69 (11)	79 (13)		813 (402)
議事門	642					642 (0)
地方門	756 (184)	41 (24)	1,846 (68)	360 (142)	2	3,005 (418)
振興門			1		2	3 (0)
社会門	104 (24)	233 (74)	253 (31)	75 (9)	1	666 (138)
社会教育門	55	48	9	4 (1)		116 (1)
軍事援護門	5	706	117	6	3	837 (0)
学事門	1,482 (132)	51 (2)	205 (29)	28 (5)	1	1,767 (168)
社寺門	598 (45)	137 (15)	138 (21)	16 (2)		889 (83)
神社門	14		3	22	5	44 (0)
宗教門	4		5	8	5	22 (0)
兵事門	38 (18)	8	453 (18)			499 (36)
土木門	2,512 (271)	3 (3)	1,357 (141)	246 (154)	2	4,120 (519)
地理門	908 (116)	218 (55)	33 (7)	4	1	1,164 (178)
営繕門	12		167 (41)			179 (41)
都市計画門	11		27 (2)	54 (2)		92 (4)
会計門	195 (28)	32 (7)	124 (18)	3,011 (21)	1	3,363 (35)
勸業門	645 (483)					645 (483)
農事門	107 (26)	323 (136)	567 (37)	148 (147)	15	1,160 (346)
産業組合門	40	52	144	41 (14)		277 (14)
林務門	171 (17)	170 (73)	615 (123)	56 (7)	21	1,033 (220)
商工門	308 (59)	110 (45)	857 (169)	291 (646)	1	1,567 (919)
必需品門			41	115	53	209 (0)
水産門	119 (36)	24 (11)	48 (10)	29 (25)		220 (82)
蚕糸門	57		362 (22)	87 (39)	6	512 (61)
耕整門	450	125	55			630 (0)
各郡役所文書	(284)	(8)	(6)			(298)
計	10,383 (2,768)	2,820 (795)	7,884 (992)	4,858 (1,608)	124 (43)	26,069 (5,437)

\* 括弧内は実際の廃棄冊数

\* 統計門の第四種・第五種の総量と廃棄数の数に矛盾があるが、原本の廃棄目録のままとした。

表2 1943年に廃棄対象となった文書一覧(兵事門)

年次	保存年限	文書名	冊数	結果
大正8年	永年	閣省	1	廃棄
大正8年	永年	軍衙	1	廃棄
自大正7年至大正8年	永年	郡市往復	1	廃棄
大正8年	永年	徴兵	1	廃棄
自大正5年至大正8年	永年	徴発物	1	廃棄
大正9年	永年	閣府	1	廃棄
大正9年	永年	軍衙	1	廃棄
大正9年	永年	郡市	1	廃棄
大正9年	永年	徴兵	1	廃棄
大正10年	永年	兵会	1	廃棄
大正10年	永年	特別大演習綴	1	廃棄
大正11年	永年	兵会	1	廃棄
自大正10年至大正11年	永年	在郷軍人会	1	廃棄
自大正10年至大正11年	永年	兵統	1	廃棄
大正13年	永年	兵会	1	廃棄
自大正15年至昭和3年	永年	兵事会議	1	廃棄
自大正12年至昭和5年	永年	兵統	1	廃棄
自大正14年至昭和5年	永年	兵会	1	廃棄
昭和8年	10年	徴兵	12	保存
昭和8年	10年	壮丁連名簿	9	保存
昭和8年	10年	支那事変出動軍人調	1	保存
昭和8年	10年	満洲事変出動軍人調	1	保存
昭和8年	10年	対聯盟愛知県民大会関係書	1	廃棄
昭和8年	10年	短期現役兵受給者連名簿	2	保存
昭和8年	10年	私設軍人援護団体調	1	廃棄
昭和8年	10年	出入寄留地受検書類	1	廃棄
昭和8年	10年	短期現役兵関係書類	1	保存
昭和8年	10年	抽籤名簿	10	保存
昭和8年	10年	兵籍編入者壮丁名簿	13	保存
昭和8年	10年	徴兵関係書類	2	保存
自昭和7年至昭和8年	10年	雑件	1	廃棄
自昭和7年至昭和8年	10年	雑書綴	1	廃棄
自昭和4年至昭和8年	10年	海軍志願兵	1	廃棄
昭和8年	10年	海軍志願兵	3	廃棄
昭和9年	10年	海軍志願兵	4	廃棄
自昭和8年至昭和9年	10年	動員関係書類	1	保存
自昭和2年至昭和9年	10年	短期現役兵二関スル参考書	1	保存
昭和9年	10年	出入寄留地受検一件	1	廃棄
昭和9年	10年	徴兵	16	保存
昭和9年	10年	壮丁連名簿	9	保存
昭和9年	10年	短期現役兵受検者連名簿	2	保存
昭和9年	10年	短期現役兵関係書類	1	保存
昭和9年	10年	抽籤名簿	9	保存
昭和9年	10年	兵籍編入者壮丁名簿	10	保存
昭和9年	10年	第二補充兵壮丁名簿	1	保存
昭和9年	10年	徴兵関係書類	3	保存
昭和9年	10年	在郷軍人会	1	廃棄
昭和9年	10年	雑件	1	廃棄
昭和9年	10年	出動部隊関係	1	保存
自大正14年至昭和9年	10年	海軍志願兵徴募摘要	1	保存
昭和9年	10年	演習点呼射撃	1	廃棄
自昭和7年至昭和9年	10年	軍衙往復	1	廃棄
計			142	

\*廃棄予定リストに挙げられたものであり、保管されている兵事門すべての文書目録ではない。

兵事門に分類された文書については、前述したようにすでに、明治初期から大正中期までの永年保存文書236冊（後に1冊返却）が尾張黎明会へ譲渡され、その時点で永年保存34冊・30年保存1冊が県庁に残されただけになっていた。今回の廃棄では、廃棄対象に17冊が挙げられ全て廃棄処分となったが、これらは大正中期から昭和初期にかけての文書であり、前回の分と合わせると明治初期から昭和初期までの兵事門の永久保存文書のかなりの部分が失われたと考えられる。

また、永年保存の他に廃棄対象となったのは10年保存の文書であったが、これらは昭和8～9年にかけての文書であった。当然保存期限は満了になっていないが、この時期にいたっては昭和10年より前の文書は廃棄対象となっており、保存期限の前倒しが進められていたことが窺える。なお、この廃棄の後に行われた旧郡役所引継文書のなかにも兵事関係文書が多く含まれていた。さらに、文書門に分類されたなかにも明治期を中心にした兵事関係文書が含まれていたが、これらも廃棄の対象となった。

また、兵事門に含まれる文書はどのような性格のものであって、どのような内容の文書に何年の保存期限が付与されていたのかについては、充分考察してみる必要がある。すなわち、文書管理者の視点から見ると兵事関係文書の重要性や位置づけが研究者の視点とは全く違ったものであることが理解できるのであって、文書廃棄の実態を知る手掛かりとなるのである。

表2においても10年保存という短い期限が付与された文書のなかには、「満洲事変出動軍人調」、「支那事変出動軍人調」や「壮丁連名簿」など実際に戦争に動員された人々の数や名前が記録されたもの、「徴兵関係書類」など徴兵事務の実際が分かるものといった軍事動員の実態から見た地域の歴史を知るうえで重要と思われるものが含まれている。これらは後世の研究者からすれば大変貴重な「史料」であるが、当時の県庁内部では10年経てば廃棄される「資料」に過ぎなかったのである。

では、文書編纂保存規程において兵事門はどのような分類がなされ、それぞれの保存年限が付与されていたのだろうか。まずは1942年改正前の分類を見てみよう（表3）。

兵事門で第一種（永年保存）とされていたのは、兵事例規・兵事会議・兵事統計・陸海軍の召集および徴発関係（師団および鎮守府との往復書類など）が中心である。第二種（30年保存）が具体的な分類がなくすべて雑件で処理されており、第三種（10年保存）に徴兵（壮丁連名簿など）・在郷軍人会・軍および国や他府県との往復書類・郡および市との往復書類・短期現役兵・簡閲点呼などに関わる書類となっている。また、第四種（5年保存）に分類されるものがなく、第五種（1年保存）は郡市往復・簡閲点呼・召集および徴発関係などのなかで比較的軽易なものとなっていた。

ここからは、壮丁連名簿など名簿類がどこに分類されていたのか明らかではないが、おそらく第三種の「徴兵」のなかに含まれていたと考えられる。また、例規・統計などの基礎資料、兵事に関わる会議書類、召集および徴発に関わる書類が重要視されていたことが理解できよう。

これが1942年の改正によって表4のようなものとなった。

前規程との違いは、第二種が具体的となっていることであり、主に名簿類がそれにあてられた。また、前規程にはなかった第四種も挙げられているが、具体的なものとはなっておらず、雑ですべて処理されている。この他に特に重要なことは、前規程で永年保存となっていた兵事統計と兵事会議、第三種にあった各機関との往復書類がどこにも見あたらなくなったことである。この理由については具体的な記録は残されていないので推測する以外にないが、1944年の改正も含めて考えるならば、おおよその推測は可能となる。

昭和期に入ってから兵事門は、後で詳しく触れる1944年の改正が最後となる（表5）。

この改正の大きな特徴は、永年保存に例規以外は壮丁名簿など名簿類で占められたことである。これまで永年保存であった召集および徴発関係書類は第二種となり、有期限文書となった。

その理由としては、戦局が悪化するにつれて、兵役法改正による召集対象の拡大など国民の戦争動員

表3 1942年文書編纂保存規程改正前の「兵事門」

種	符号	目	細目
第一種			
	例規	兵事例規	閣省ノ訓令通牒等及本県ヨリ所属官公署ニ発シタル通牒決議ニシテ例規トナルヘキモノ
	兵会	兵事会議	陸海軍ノ兵事会議ニ関スルモノ
	兵統	兵事統計	兵事ニ関スル諸統計ニシテ重要ナルモノ
	召徴	召集及徴発関係往復	秘密ノ取扱ヲ為スヘキ重要書類ニシテ第三師団ニ属スルモノト第十五師団ニ属スルモノトヲ區別シ主務課ニ於テ整理保管ス
	海召	海軍召集関係書類綴	横須賀海軍鎮守府召集事務規程ニ依リ整理シ主務課ニ於テ保管ス
	雑	雑件	第一種ニ属シ他ノ目ニ入ラサルモノ
第二種			
	雑	雑件	第二種ニ属スル総テノ書類
第三種			
	徴兵	徴兵	徴兵ニ関スル書類ニシテ稍重要ナルモノ
	在軍	在郷軍人会	在郷軍人会ニ関スル書類ニシテ稍重要ナルモノ
	閣府	閣省及府県往復	閣省及府県往復ノ書類ニシテ稍重要ナルモノ
	軍衙	軍衙往復	軍衙往復書類ニシテ稍重要ナルモノ
	郡市	郡市往復	郡市往復書類ニシテ稍重要ナルモノ
	海志	海軍志願兵	海軍志願兵ニ関スル書類
	六現	六週間現役兵	六週間現役兵ニ関スル書類
	一現	一年現役兵	一年現役兵ニ関スル書類
	演点	演習点呼射撃	演習射撃召集簡閲点呼ニ関スル書類ニシテ稍重要ナルモノ
	召徴	召集及徴発関係往復	秘密ノ取扱ヲ為スヘキ稍輕易ノ書類ニシテ第三師団ニ属スルモノト第十五師団ニ属スルモノトヲ區別シ主務課ニ於テ整理保管ス但シ動員年度ニ依ル
	雑	雑件	第三種ニ属シ他ノ目ニ入ラサルモノ
第五種			
	郡市	郡市往復	郡市往復ノ書類ニシテ輕易ナルモノ
	演点	演習点呼射撃	演習射撃召集簡閲点呼ニ関スル輕易ナルモノ
	召徴	召集及徴発関係往復	秘密ノ取扱ヲ為スヘキ書類ニシテ其ノ年度限廃棄スヘキ書類ニシテ第三師団ニ属スルモノト第十五師団ニ属スルモノトヲ區別シ主務課ニ於テ整理保管ス但シ書類ノ処分ニ付テハ第三第十五師団召集徴発及雇傭事務規程ニ依ル
	雑	雑件	第五種ニ属シ他ノ目ニ入ラサルモノ

\* 第四種は無し

喪われた記録（加藤）

表4 1942年文書編纂保存規程改正後の「兵事門」

種	符号	目	細目
第一種			
	例規	兵事例規	閣省ノ訓令、通牒等及本県ヨリ所属官公署ニ発シタル通牒、決議等ニシテ例規トナルベキモノ
	陸召徴	陸軍召集及徴発関係	陸軍召集、徴発関係書類ニシテ重要ナルモノ
	海召	海軍召集関係	海軍召集関係書類ニシテ重要ナルモノ
	雑	雑件	第一種ニ属シ他ノ目ニ入ラザル書類
第二種			
	兵編	兵籍編入者壮丁名簿	
	徴兵	壮丁連名簿及徴集名簿	
	軍功	軍事功労者	
	特検	特命検閲	
	雑	雑件	第二種ニ属シ他ノ目ニ入ラザル書類
第三種			
	召徴	召集及徴発	召集、徴発関係書類ニシテ第一種ニ次グモノ
	召検	召集及徴発検閲	
	徴兵	徴兵	
	海志	海軍志願兵	
	在軍	在郷軍人	
	生徒	陸海軍生徒志願	
	所不	所在不明	
	演点	演習点呼射撃	
	入団營	入団入營	
	雑	雑件	第三種ニ属シ他ノ目ニ入ラザル書類
第四種			
	雑	雑件	第四種ニ属スル書類
第五種			
	雑	雑件	第五種ニ属スル書類

がますます大規模かつ広範囲となり、このためそれに関わる文書、多くは名簿類の重要性が高まっていたことが挙げられる。それによって保存年限も第三種→第二種→第一種と戦局の悪化に比例して上がっていったのである。これは1944年改正の兵事門の分類項目が1942年以前の項目と比べて名簿類が大半を占めていることから理解できよう。

すなわち、大戦末期の文書管理制度のなかで兵事門については、名簿類が重要視され、以前はあった統計・会議・往復書類といった基礎資料や行政行為を何うことのできる文書の重要性は低下し、分類項目にすら挙げられなくなっていた。そしてそのことは、行政にとっての文書的価値の喪失を意味し、そのまま廃棄へと直結するものだったのである。

現在まで、「兵事関係文書＝戦争関係文書」といったイメージが余りにも流布しており、そのため敗戦時の公文書廃棄は「兵事」関係文書であろうと安易な推測がなされがちである。しかし、敗戦時の廃

表5 1944年文書編纂保存規程改正後の「兵事門」

種	符号	目	細目
第一種			
	例規	兵事例規	閣省ノ訓令、通牒等及本県ヨリ所属官公署ニ発シタル通牒、決議等ニシテ例規ト為ルベキモノ
	兵編	兵籍編入者壮丁名簿	
	徴兵	壮丁連名簿及徴集名簿	
	雑	雑件	
第二種			
	陸召徴	陸軍召集及徴発関係	陸軍召集、徴発関係書類
	海召	海軍召集関係	海軍召集関係
	軍功	軍事功労者	
	特検	特命検閲	
	雑	雑件	
第三種			
	徴兵	徴兵	
	所不	所在不明	
	海志	海軍志願兵	
	在軍	在郷軍人会	
	生徒	陸海軍生徒志願	
	雑	雑件	第三種ニ属シ他ノ目ニ入ラザル書類
第四種			
	演点	演習点呼射撃	
	入団営	入団入営	
	雑	雑件	第四種ニ属スル書類

棄は主に「動員」関係文書であって動員関係文書と兵事関係文書は完全に符合するものではない。こうした誤解の背景には、兵事関係文書とはどのようなものなのかといった考察がきちんとなされなされていないことにつきる。その理由として都道府県レベルでは、兵事関係文書がほとんど残されていないということが挙げられるかもしれない。しかし、地方の区有文書にまで視野を広げるならば意外と兵事関係文書は残されているのであって、こうした現存の文書から行政機関における兵事関係文書とはいかなるものであったのかを理解することは困難なことではない。したがって、区有文書にまで視野に入れた全国的な調査を行った上ではじめて兵事関係文書の実態が明らかになるのであって、卑近な例のみで語るべきではなからう<sup>30)</sup>。

30) 筆者は、現在全国各地に残されている兵事関係文書の調査を行っているが、そのなかでも鳥取県日南町の旧役場文書には明治から昭和にかけての大量の兵事関係文書が含まれており、「秘扱」文書を含めて兵事関係文書の構造を知るうえで極めて貴重な史料である。なお、この文書群を中心にした兵事関係文書の構造に関しては別稿をもって検討を行う予定である。

### Ⅲ. 「決戦非常措置要綱」と文書廃棄

昭和19年3月25日訓令第39号によって文書編纂保存規程が再び改正された。この改正は前回の改正によって一気に進んだ文書廃棄の流れをさらに決定的なものとした。改正の重要な点は、これまでの永年・30年・10年・5年・1年の五種類が、永年・7年・3年・1年の四種類に減り、さらに保存年限が短縮されたことにあった。改正された第二條は下記の通りである<sup>31)</sup>。

#### 第二條 文書ハ部門ヲ分チテ編纂シ左ノ区分ニ依リ保存スベシ

- 第一種 永年
- 第二種 七年
- 第三種 三年
- 第四種 一年

保存年限の改正によって、旧来の保存年限が付与されていた文書は、それまでの保存年限が遵守されるのではなく、保存の見直しの対象となった。しかも、この改正は後述するように文書の廃棄が前提となったものであって、旧来の文書は徹底的に廃棄される運命をたどることになったのである。

文書編纂保存規程が改正される直前の3月23日、改正を見越して「保存文書ノ徹底的整理減縮ヲ慣行シ以テ閣議決定事項タル非常措置要綱ノ主旨ニ応フル」ために文書の廃棄を進めることが決まり、29日には15,581冊にのぼる文書の廃棄（売却）が実行された（表6）<sup>32)</sup>。

今回廃棄された文書のうち、兵事門の文書の明細は以下のようなものであった（表7）。永年保存以外の有期限文書は分類符号しか記載されていないため、具体的な内容はわからないが、永年保存についてはおおよそ推測できよう。そして、この時点において明治から昭和初期にかけての永年保存文書はほぼ完全に失われたといえる。なお、官職門で廃棄対象とされた文書のなかには行幸啓など皇室関係文書が大量に含まれていた。これは担当課である秘書課から除外を求められたために最終的には廃棄対象から外されたが、この事例から、文書課での廃棄対象の選定には例外がなかったことが窺える<sup>33)</sup>。

この1944年3月に文書編纂保存規程が改正された背景には、米軍の反攻が本格化し日本の敗色が濃くなるなかで、戦争遂行を最優先として国内のあらゆる人的・物的資源の活用を図ろうとする動きがあった。そしてそれは、1944年2月25日に閣議決定された「決戦非常措置要綱」において明文化され、全国へ周知徹底されることになったのである。

「決戦非常措置要綱」では、学徒動員体制の徹底や防空体制の強化、簡素生活の強化、重点輸送の強化、平時的または長期計画的な事務・事業の停止、中央監督事務の地方委任、官庁休日の縮減など17項目が定められていたが、そのなかに、「保有物資ノ積極的活用」として、以下のような条項が挙げられていた。

#### 一三、保有物資ノ積極的活用

広ク官公署、会社、家庭等ニ於ケル保有物資ノ積極的ナル活用供出ヲ図ル（之ガ為例ヘバ各官公署、会社等ニ於ケル物資ノ保存年限等ヲ極度ニ短縮ス）

31) 「保存文書棄却ニ関スル件照会」（愛知県庁文書「編纂保存」A72・索引番号4）。

32) 「保存文書棄却ニ関スル件伺」（愛知県庁文書「編纂保存」A71・索引番号9）。

33) 同上「保存文書棄却ニ関スル件伺」。

表6 1944年時点での普通文書現存冊数および廃棄予定冊数

門別	第一種(永年)	第二種(30年)	第三種(10年)	第四種(5年)	第五種(1年)	計
官職門	141 (133)		16 (10)			157 (143)
文書門	274 (171)		69 (66)			343 (237)
統計門	44 (21)	526 (526)	474 (167)	120 (114)	3 (3)	1,167 (831)
庶務門	411 (348)		58 (51)	66 (7)	2 (2)	537 (408)
議事門	602 (406)					602 (406)
営繕門	12		126 (112)			138 (112)
会計門	167 (104)	25 (11)	124 (82)	3,219 (1,060)	1 (1)	3,536 (1,258)
地方門	572 (372)	17 (17)	1,778 (856)	218 (127)	91 (72)	2,676 (1,444)
神社門	14		3	38 (25)		55 (25)
学事門	1,350 (1,037)	49 (49)	176 (141)	23 (6)	1 (1)	1,599 (1,234)
社会教育門	55 (6)	48 (5)	9	4 (2)		116 (13)
宗教門	4		7	22 (10)	7 (7)	40 (17)
社寺門	553 (349)	122 (116)	117 (88)	14		806 (553)
振興門			1		26 (26)	27 (26)
軍事援護門	5	706 (597)	117	6		834 (597)
兵事門	38 (37)	8 (2)	435 (277)			481 (316)
社会門	80 (69)	259 (115)	222 (149)	66 (34)	1 (1)	628 (368)
勸業門	129 (129)					129 (129)
農事門	81 (40)	187 (183)	530 (368)	48 (45)	16 (16)	862 (652)
産業組合門	40 (13)	52 (40)	265 (265)	27 (13)		384 (331)
商工門	263 (99)	65 (52)	688 (500)	373 (339)		1,389 (990)
必需品門			42 (42)	84 (68)	55 (55)	181 (165)
林務門	154 (49)	97 (82)	492 (353)	62 (55)	16 (16)	821 (555)
水産門	83 (24)	13 (1)	115 (91)	78 (69)	35 (30)	324 (215)
蚕糸門	57 (11)		340 (283)	81 (51)	13 (13)	491 (358)
耕整門	304 (304)	125 (125)				429 (429)
土木門	2,318 (1,405)	4 (4)	1,216 (592)	136 (105)	5 (5)	3,679 (2,111)
都市計画門	11 (8)		27 (27)	52 (45)		90 (80)
地理門	792 (259)	163 (112)	26 (23)	4 (3)	3 (3)	988 (400)
職業門	4 (3)	5 (5)	67 (67)	115 (115)	17 (17)	208 (207)
旧記・還暦・ 指令・官報	1025 (971)					1025 (971)
計	9,583 (6,368)	2,471 (2,042)	7,540 (4,610)	4,856 (2,293)	292 (268)	24,742 (15,581)

\* 括弧内は廃棄予定冊数。

喪われた記録（加藤）

表7 1944年廃棄対象文書（兵事門）

年次	保存年限	文書名	冊数	昭和9年	10年	召徴	1冊
明治10年	永年	西南之役戦死人一件綴	1冊	昭和9年	10年	短現	4冊
明治10年	永年	西南騒乱際戦死一件	1冊	昭和9年	10年	海志	1冊
明治17年	永年	鎮台往復留	1冊	昭和10年	10年	演点	1冊
明治30年	永年	従軍死亡者遺族相続人届 各部	5冊	昭和10年	10年	短現	1冊
大正8年	永年	閩省府県往復	1冊	昭和10年	10年	雑	5冊
大正8年	永年	軍衛往復	1冊	昭和10年	10年	徴兵	21冊
大正8年	永年	郡市往復 自大正七年至八年	1冊	昭和10年	10年	海志	3冊
大正8年	永年	徴兵	1冊	昭和10年	10年	雑	1冊
大正8年	永年	徴発物件表 自大正五年至大正八年	1冊	昭和11年	10年	召徴	2冊
大正9年	永年	閩省府県往復	1冊	昭和11年	10年	在軍	1冊
大正9年	永年	軍衛往復	1冊	昭和11年	10年	短現	2冊
大正9年	永年	郡市往復	1冊	昭和11年	10年	演点	1冊
大正9年	永年	徴兵	1冊	昭和11年	10年	雑	1冊
大正9年	永年	失踪逃亡	1冊	昭和11年	10年	徴兵	21冊
大正10年	永年	兵事会議	1冊	昭和12年	10年	徴兵	17冊
大正10年	永年	特別大演習綴	1冊	昭和12年	10年	短現	1冊
大正10年	永年	兵事例規乙	1冊	昭和12年	10年	雑	1冊
大正10年	永年	尼港事件	1冊	昭和12年	10年	軍加	1冊
大正11年	永年	兵事例規甲	1冊	昭和13年	10年	徴兵	26冊
大正11年	永年	兵事会議	1冊	昭和13年	10年	海志	4冊
大正11年	永年	在郷軍人会	1冊	昭和13年	10年	短現	3冊
大正11年	永年	兵事統計	1冊	昭和13年	10年	雑	1冊
大正12年	永年	兵事会議	1冊	昭和13年	10年	召徴	2冊
大正13年	永年	兵事会議	1冊	昭和13年	10年	在軍	1冊
昭和3年	永年	兵事会議 自大正十五年至昭和三年	1冊	昭和13年	10年	演点	11冊
昭和4年	永年	雑件 自昭和元年至昭和四年	1冊	昭和14年	10年	雑	1冊
昭和5年	永年	兵事統計 自大正十二年至昭和五年	1冊	昭和14年	10年	短現	3冊
昭和5年	永年	雑件 酒肴料一件	1冊	昭和14年	10年	海志	6冊
昭和5年	永年	兵事会議 自大正十四年至昭和五年	1冊	昭和14年	10年	徴兵	31冊
昭和8年	永年	兵事会議	1冊	昭和14年	10年	雑	4冊
昭和9年	永年	兵事統計 自昭和六年至昭和九年	1冊	昭和15年	10年	軍衛	1冊
昭和11年	永年	雑件 大正十年度	1冊	昭和15年	10年	演点	1冊
昭和11年	永年	雑件 昭和五年度	1冊	昭和15年	10年	雑	10冊
昭和2年	30年	雑件	1冊	昭和15年	10年	在軍	1冊
昭和13年	30年	雑件	1冊	昭和15年	10年	徴兵	23冊
明治32年	10年	徴兵	1冊	昭和16年	10年	徴兵	4冊
昭和7年	10年	徴兵	1冊	昭和16年	10年	青学	1冊
昭和8年	10年	雑	2冊	昭和16年	10年	雑	1冊
昭和8年	10年	徴兵	15冊	昭和17年	10年	雑	1冊
昭和8年	10年	短現	1冊	昭和19年	10年	雑	1冊
昭和9年	10年	徴兵	19冊	昭和16年	1年	雑件	1冊

ここで触れられている「物資」とは、単なる備品だけではなく公文書も含まれていた。そして、この閣議決定を受けた28日の次官会議において文書廃棄が明確化され、ここに国から地方に至る行政機関での徹底した文書廃棄が始まったのである。次官会議での決定事項は下記の通りであった<sup>34)</sup>。

官庁ノ文書物品等ノ整理並ニ其ノ積極的活用供出ニ関スル件 (昭和一九、二、二八次官会議決定)  
 決戦非常措置要綱ニ基キ官庁ハ左記ニ依リ文書及物品ノ整理並其ノ積極的活用供出ヲ行フコト

記

一、官庁ノ文書ニ徹底的ニ再検討ヲ加ヘ真ニ必要ナルモノ以外ハ総テ之ヲ廃棄スルコト。

官庁ノ文書保存ニ関スル規程等ハ必要ニ応ジ速ニ改正スルコト。

右ニ関シテハ内閣ニ於テ調整ヲ図ルコト。

廃棄文書ハ之ヲ印刷局ニ廻付シ再生紙ノ原料トスルコト。

二、(省略)

三、官庁ノ不要文書及物品ノ活用ニ関シテハ内閣及軍需省ニ於テ速ニ具体的方法ヲ定メ官庁ハ之ニ基キ実施スルコト。

四、(省略)

五、第一号及第二号ハ本年三月末日迄ニ之ヲ実施スルコト。

愛知県でも1944年3月の大量廃棄を決定した文書に「閣議決定事項タル非常措置要綱ノ主旨ニ応フル」と記されていたように、国の影響を受けていたことが窺える。また、埼玉県の場合も決戦非常措置要綱に基づいた同様の動きが見られ<sup>35)</sup>、さらには「外地」と呼ばれた植民地にまでも波及していたのである。

例えば、台湾総督府では、3月12日付訓令第40号「台湾総督府文書取扱規程中改正」によって、1927

34) 「昭和十九年 主要文書綴 (三)」(国立文書館所蔵「各種情報資料」)。

35) 埼玉県における戦時中の文書廃棄については、芳賀明子「失われた行政文書—戦中・終戦時における行政文書の廃棄について—」(『文書館紀要』第8号、1995年3月)において廃棄に関する埼玉県庁文書の紹介がなされている。埼玉県でも愛知県と同じ時期に保存年限の短縮が図られ、第一種(永年)・第二種(10年→5年)・第三種(5年→1年)・第四種(1年→特別整理:完結の都度廃棄)となり、旧郡役所引継文書を含めた文書の大量廃棄が行われた(『保有文書整理ニ関スル件』昭和19年3月13日付文書統計課長より各課長宛)。なお、同じ文書のなかで永年保存文書は「従前通」とのメモ書きがあり、廃棄は行われていなかったかのようにも解釈できる。そのため芳賀も永年保存文書はそのまま保存されたはずであって廃棄は敗戦時に行われたと推測しているが、この見解は再考する必要がある。芳賀が紹介した別の史料「官庁ノ文書物品等ノ整理並ニ其ノ積極的活用供出ニ関スル件」(昭和19年3月14日付埼玉県官房長より各課所長宛)では、供出の実施のために「平時的又ハ長期計画的観念ヲ離脱シ、拳テ直接戦力ノ増強ノ一点ニ集中、保有物資ニ徹底的ナル再検討ヲ加ヘ」ることが強く求められていたように、「平時」の文書管理の通念は最早通用しなくなったのであって、平時に付与された永年保存という分類も例外ではなかったと考えられる。ゆえに、愛知県が行った永年保存文書の大量廃棄はこの時期の状況下ではむしろ当然の処置であって、永年保存文書のみ廃棄の例外扱いとすることがむしろ異常であり、埼玉県の場合も永年保存文書の廃棄は敗戦前から行われていたと考えられる。さらに、埼玉県庁で行われた敗戦時の焼却処分について、当時直接廃棄に関わった県庁職員前沢孝の回想を紹介し、敗戦時に「戦時関係文書」の焼却処分が県庁内で行われたと推測している。だが、前沢の回想では「重要書類」=動員業務に関わる文書、としか記されておらず、焼却対象は「動員関係文書」であったことは理解できても「戦時関係文書」であったとはいえない。さらに、戦時関係文書=永年保存文書でもないことから、焼却対象となったのは永年保存文書であったとの結論は当然導き出すことはできない。これは「戦時関係文書」というきわめて曖昧な用語を使用しているからであり、公文書の性格を把握するにはこのような漠然とした用語は使うべきではなかろう。

年制定の「台湾総督府文書取扱規程」で永久・15年・5年・1年の四種類とされていた保存期限が、永久保存・1年保存の二種類のみとなり、さらに永久保存文書も含めて保存期限にとらわれずに廃棄が可能となったことで、積極的な文書廃棄が講じられるようになっていた。改正された部分は下記の通りである<sup>36)</sup>。

昭和二年訓令第三十七号台湾総督府文書取扱規程中左ノ通改正ス

第四十條 文書の保存ハ左ノ二種トス

一 永久

法律又ハ命令ノ制定又ハ改廃ニ関スル文書、例規ノ基トナルヘキ文書、法律又ハ執行ニ関シ例証ヲ挙タル訓令、内訓、指令、通牒等ニ関スル文書、職員ノ進退及歴史ノ徵考ト為ルヘキ文書、重大ナル工事ニ関スル文書、訴願裁決ニ関スル文書並ニ重要ナル処分ニ関スル文書其ノ他永久保存ノ必要アルト認ムルモノ

二 一年

前号ニ該当セサルモノ

前項ノ保存期間ハ完結ノ翌年ヨリ之ヲ起算ス

第四十三條但書中「五年及」ヲ削ル

第四十五條 文書ニシテ保存期間ヲ経過シタルトキ又ハ永久保存ノ文書ト雖モ文書課長ニ於テ保存ノ必要ナキモノト認メタルトキハ文書課長ハ主務局部課長ニ合議ノ上総務長官ノ承認ヲ経テ之ヲ廃棄スヘシ

第四十六條但書ヲ左ノ通改ム

但シ秘密文書ハ文書課長ニ於テ特別ノ措置ヲ講スヘシ

また、台湾総督府において文書取扱規程が改正され、文書廃棄の流れが加速化したことは、国策会社である台湾拓殖株式会社（台拓）へも大きな影響を与えた。台拓で同年5月12日に起案された下記の文書が台湾における文書廃棄が進んだ理由を端的に物語っている<sup>37)</sup>。

文書編纂保存規程中一部改正ノ件

主題ノ件別紙案ノ通改正相成可然哉

(理由及要綱)

- 一、台拓決戦非常措置要綱第五保有物資ノ積極的活用ノ趣旨ニ基キ保存文書ノ保存年限ニ再検討ヲ加ヘ保有物資ヲ供出シ之ガ利用更生ヲ図ルコトヲ目的トス
- 二、文書の保存年限ヲ永久及一年保存ノ二種ニ分ツ但シ規程ノ建前上永久保存ヲ必要トセザルモ永久保存ト為シ居ル文書ニ関シテハ其ノ必要ナシト認ムルトキニ之ガ廃棄ヲ為シ得ルヤウ規定ス
- 三、本改正ノ主眼ハ保存物資ノ供出ニ在リテ現行規定ニヨリ供出シ得ベキ文書モ相当アルコトヲ予想セラルルヲ以テ本改正ニ依リ徒ニ永久保存ノ量ヲ多クスルコトナキ様文書ノ編纂及保存ニ関スル主管課タル文書課ニ於テ適切ナル処置ヲ講ズル様致シ度

36) 『台湾総督府官報』第583号、1944年3月12日。

37) 「文書編纂保存規程中一部改正ノ件」(国史館台湾文献館所蔵台湾拓殖株式会社文書「文書編纂保存規程 法規係」)。

台拓では台湾総督府と同じように保存年限を二種類にしようとし、上記のような理由と目的を作成していた。結果的には台拓内部ではむしろ文書管理が杜撰になるとの反対意見などによって改正は見送られるが、それよりもこの文書の持つ重要性は、2月に閣議決定された「決戦非常措置要綱」の台拓版である「台拓決戦非常措置要綱」を根拠とし、「本改正ノ主眼ハ保存物資ノ供出」であるとはっきりと明記されている点にある。つまり、閣議決定の「決戦非常措置要綱」を切っ掛けとして、紙資源の再利用を目的とした文書の大量廃棄の動きが外地にまで及んでいたことが理解できよう。

#### IV. 文書廃棄の最終段階

日本本土が米軍機の空襲に晒されるようになるなかで、名古屋市も1944年12月13日にB29による初の空襲にあい、以後断続的な空襲に見舞われ出した。そうしたなか、愛知県庁は1945年1月20日付で保存文書の分散疎開計画を立案した。そもそもは防空課事務室を拡充するために、隣接する県庁内の文書倉庫（県庁舎一階中廊下）を空ける必要が生じ、それを機に分散保存のために明倫中学校（名古屋市東区東白壁町：県庁近く）に文書の疎開を実施したのである。この時点での保管文書数と疎開文書数は以下の通りであった<sup>38)</sup>。

- 第一種（永年保存）：2,002冊（うち1,850冊を疎開）
- 第二種（7年保存）：7,150冊（うち6,300冊を疎開）
- 第三種（3年保存）：823冊
- 第四種（1年保存）：197冊
- 合計：10,172冊

こうして第一回の疎開が行われたが、空襲の被害は増加の一途を辿り、3月19日には最大規模の空襲によって名古屋市内は焦土と化した。当初は県庁近くの明倫中学校に一部の文書を疎開させたものの、必ずしもそこが安全ではなくなってきたため、5月9日に明倫中学校保管分の文書の中から第一種2,052冊を東加茂郡足助町の蚕業取締所足助支所および額田郡岩津町の蚕業試験場岩津支場の2箇所に分散疎開させることを決定した。なお、この時点での保管文書数は以下の通りであった<sup>39)</sup>。

- 第一種（永年保存）：2,052冊（すべて明倫中学校に疎開済）
- 第二種（7年保存）：7,122冊（すべて明倫中学校に疎開済）
- 第三種（3年保存）：978冊
- 第四種（1年保存）：204冊
- 合計：10,356冊

しかし、米軍機による空襲は激しさを増し、この疎開決定からわずか10日後の19日には「本庁ノ強度防衛ハ喫緊事ニシテ庁舎内ニ於ケル可燃物ハ速ニ徹底的整理ノ必要有之候ニ付テハ現在文書課倉庫ニ保存中ノ文書ハ之ヲ全部棄却整理致度」として県庁内の保存文書全てを廃棄する計画が持ち上がった<sup>40)</sup>。

そして、関係各課へ照会が行われた後、6月8日起案の文書においてわずかな数量を除いた大半を廃棄することとなり、敗戦半月前の7月末に9,506冊もの文書が会計課から故紙統制組合へ売却された。この時の保管文書数と廃棄文書数の明細は表8の通りである<sup>41)</sup>。

38) 「文書保存疎開ノ件伺」（愛知県庁文書「編纂保存」A72・索引番号5）。

39) 同上「文書保存疎開ノ件伺」。

40) 「文書保存棄却ニ関スル件照会」（愛知県庁文書「編纂保存」A72・索引番号4）。

41) 「保存文書棄却ニ関スル件伺」（愛知県庁文書「編纂保存」A72・索引番号3）。

喪われた記録（加藤）

表 8 1945年5月29日現在保存文書および廃棄予定文書冊数

門別	一種（永年）	二種（7年）	三種（3年）	四種（1年）	計
官職門	86 (86)	1 (1)	5 (5)		92 (92)
文書門	107 (107)		3 (3)	4 (4)	114 (114)
統計門	26 (26)		350 (350)		376 (376)
庶務門	68 (68)	47 (47)	9 (9)	3 (3)	127 (127)
議事門	77 (77)				77 (77)
管籍門	15 (15)	96 (87)			111 (102)
会計門	90 (85)	4,324 (3,439)	16 (16)	2 (2)	4,432 (3,542)
地方門	127 (127)	292 (292)	20 (20)	9 (9)	448 (448)
神社門	37 (37)	16 (16)	8 (8)	2 (2)	63 (63)
学事門	11 (11)	346 (346)	2 (2)	6 (6)	365 (365)
社会教育門		50 (50)			50 (50)
宗教門	14 (14)	4 (4)	11 (11)		29 (29)
社寺門	216 (216)				216 (216)
振興門			1 (1)		1 (1)
軍事援護門	5 (5)	146 (146)	15 (15)	13 (13)	179 (179)
兵事門	265 (265)	65 (65)	23 (23)	2 (2)	355 (355)
社会門	6 (6)	216 (187)	39 (39)	2 (2)	263 (234)
農事門	8 (8)	62 (62)	18 (18)		88 (88)
農政門		90 (90)			90 (90)
商工門	4 (4)	42 (42)	301 (301)	8 (8)	355 (355)
物価門		1 (1)			1 (1)
必需品門		15 (15)	29 (29)	84 (84)	128 (128)
林務門	65 (65)	66 (66)	45 (45)	347 (347)	523 (523)
水産門	55 (55)	58 (58)	12 (12)	10 (10)	135 (135)
蚕糸門	2 (2)	9 (9)	46 (46)	9 (9)	66 (66)
耕整門		56 (50)			56 (50)
土木門	297 (110)	1,131 (1,019)	2 (2)	2 (2)	1,432 (1,133)
都市計画門		4 (4)	21 (21)	1 (1)	26 (26)
地理門	479 (479)	52 (52)	5 (5)	5 (5)	541 (541)
計	2,060 (1,868)	7,189 (6,148)	981 (981)	509 (509)	10,739 (9,506)

\* 括弧内は廃棄予定冊数。

なお、この時に廃棄された文書についてであるが、起案文書には廃棄は県庁舎内の文書を対象とし、疎開文書については何ら触れられていなかったが、実際の廃棄数を見ると明らかに明倫中学校へ疎開させていた文書も含まなければ数が合わないことから、疎開済の文書も廃棄決定がされたと考えるべきであろう。すなわち、明倫中学校へ疎開させられていた文書はさらに足助町と岩津町に分散疎開させられる前に廃棄決定がなされ、「疎開」ではなく「廃棄」となったのである。

愛知県の場合は、文書の疎開と廃棄が明確に分けられないまま最終的には疎開文書も敗戦前に廃棄される結果になったが、本来は疎開された文書と疎開対象から外された文書の廃棄が植民地も含めた全国至る所で行われていた。例えば京都府の場合、1945年6月時点で永年保存文書が明治期4,372冊、大正昭和期6,360冊あったが、そのうち常時必要なごく少数の文書を府庁舎内の書庫に残した他は大覚寺境内に疎開させていた。そして、それ以外の文書は必要不可欠なものを各主管課で保管する以外は全て廃棄されていたのである<sup>42)</sup>。

同様に、大阪府でも「庁舎防衛上無期有期二拘ラズ万已ムヲ得ザル簿冊ノミ疎開存置シ後ハ全部廃棄処分」としていた。大阪府の場合、廃棄を免れて庁舎内に残されていた文書は空襲によって「書庫分室書類全部焼失」したため、敗戦前に多くの文書が失われていたのである<sup>43)</sup>。

なお、大阪府の場合は具体的な文書冊数は記録に残されていないため廃棄の実態はこれ以上詳しくはわからない。しかし、ある程度具体的な数字が挙げられている京都府については、この時点での永年保存文書の残存数は愛知県と比べて約5倍であるが、愛知県の1944年3月段階での冊数と比べると1,000冊の差でしかない。つまり、京都府の行政規模から考えるとこの時点で1万余冊という冊数は決して多いのではなく、むしろ1945年までになんらかのかたちで文書廃棄が行われ、この数まで減少していたと考えるべきであろう。

愛知県では敗戦直前の最後の大規模な文書廃棄のなかでかろうじて廃棄対象とならなかったのは、わずか2,233冊でしかなかった。しかし、これらの文書にも過酷な判断が下される。

敗戦を迎えてから3日後の8月18日、愛知県庁はわずかに残された文書の廃棄を決めた。廃棄となった文書は表9の通りであった<sup>44)</sup>。

これらの文書のどこに公文書廃棄の理由として巷間に広く伝わっている戦争責任に関わるものがあるのであろうか。またこれらを廃棄する理由はどこにあったのであろうか。この時の廃棄についての起案文書には下記のような文言が記されてあった<sup>45)</sup>。

世局ノ変転ニ伴ヒ現在文書課倉庫内ニ保存中ノ文書ニ付保存ノ要否ヲ関係主務課ニ打合致候処何レモ棄却差支ナキ趣ニ有之候條棄却相成可然哉案共伺

敗戦という「世局ノ変転」によって文書の保存価値の有無を関係各課に問い合わせたところ、いずれも不要となったとのことなので廃棄するという意味であるが、さらにここで決まった廃棄文書はこれまで通り会計課へ引き渡された。愛知県の場合、文書の廃棄は最終的に文書課において処理されるのではなく、会計課へ引き渡された時点で完了する。会計課が文書廃棄の最終責任を負うということは、会計課から故紙業者への売却が行われ、売却代金を計上する必要があったからである。したがって、敗戦直

42) 「昭和二十年六月十四日 文書課長 秘書課長宛 知事更迭ニ付事務引継演説書提出ノ件」(京都府立総合資料館所蔵京都府庁文書「昭和二十年六月 新居前知事三好知事事務引継演説書」)。

43) 「文書事務引継書 昭和二十一年一月」(大阪府公文書館所蔵大阪府庁文書「知事事務引継書」B2/63/12)。

44) 「保存文書棄却ニ関スル件伺」(愛知県庁文書「編纂保存」A72・索引番号8)。

45) 同上「保存文書棄却ニ関スル件伺」。

喪われた記録（加藤）

表9 敗戦直後の8月18日に廃棄された文書（県庁保管分）

門別	年次	保存年限	文書名	冊数
営繕門	昭和19年	7年	建築原議甲（国費所属）	1
営繕門	昭和19年	7年	建築原議乙（県費所属）	7
営繕門	昭和19年	7年	建助	1
会計門		永年	諸貸付金	1
会計門	昭和14年	永年	諸貸付金	1
会計門	昭和15年	永年	諸貸付金	1
会計門	昭和16年	永年	諸貸付金	1
会計門		永年	貸付金台帳	1
会計門	昭和13年	7年	出納官吏、出納吏	1
会計門	昭和14年	7年	出納官吏、出納吏	1
会計門	昭和15年	7年	出納官吏、出納吏	1
会計門	昭和17年	7年	収入支出証憑書	883
社会門	昭和19年	7年	地代家賃統制令	29
耕整門	昭和13年	7年	東春日井郡守山町小幡耕地整理組合	1
耕整門	昭和13年	7年	東春日井郡小牧町巾下耕地整理組合	1
耕整門	昭和13年	7年	知多郡河和町時志耕地整理組合	1
耕整門	昭和13年	7年	西加茂郡拳母町深田山耕地整理組合	1
耕整門	昭和13年	7年	海部郡大治村八ッ屋耕地整理組合	1
耕整門	昭和13年	7年	耕地整理行政区域変更関係書類其二	1
土木門	明治34年同43年	永年	砂防工事竣工書附図	1
土木門	明治43年	永年	砂防工事竣工書	1
土木門	明治40年同42年	永年	砂防工事竣工書	1
土木門	明治44年	永年	砂防工事竣工書	1
土木門	大正元年	永年	砂防工事竣工書	1
土木門	大正2年	永年	砂防工事実施設計書	1
土木門	大正5年	永年	砂防工事竣工書	1
土木門	大正5年	永年	砂防林業費竣工書	1
土木門	大正6年	永年	砂防工事竣工書	2
土木門	大正6年	永年	砂防工事竣工書附図	1
土木門	大正7年	永年	砂防維持費竣工書	1
土木門	明治36年大正9年	永年	砂防工事施行報告及工程表	1
土木門	大正10年	永年	砂防工事竣工書	2
土木門	大正10年	永年	砂防工事竣工書附図	2
土木門	大正5年同11年	永年	砂防県有地一件	1
土木門	大正6年大正11年	永年	岐阜県合同砂防工事竣工書	1
土木門	大正11年	永年	砂防工事竣工書	2
土木門	大正12年	永年	砂防工事設計附図	1
土木門	大正13年	永年	砂防工事竣工書	1
土木門	大正14年	永年	砂防工事竣工書	1
土木門	大正15年昭和元年	永年	砂防工事竣工書	1
土木門	昭和2年	永年	砂防工事竣工書	1
土木門	昭和3年	永年	砂防工事竣工書	1
土木門	昭和4年	永年	砂防工事竣工書	1
土木門	昭和5年	永年	砂防工事竣工書	1

土木門	明治14年同15年	永年	明治用水開鑿修繕一件	1
土木門	明治16年	永年	建白書綴	1
土木門	明治36年同37年	永年	河川法関係原議綴	1
土木門	明治37年同39年	永年	河川工作物処分原議	1
土木門	明治43年	永年	河川工作物処分原議綴	2
土木門	大正5年	永年	水利ニ関スル処分綴 (日英水電巴川工事)	1
土木門	大正6年	永年	水利ニ関スル処分綴 (岡崎電灯)	2
土木門	大正6年	永年	水利ニ関スル処分綴 (豊橋電灯)	1
土木門	大正7年	永年	水利ニ関スル処分綴	1
土木門	大正9年	永年	河川堤塘原議	1
土木門	大正9年	永年	水利ニ関スル処分綴	9
土木門	大正10年	永年	水利ニ関スル処分綴	6
土木門	大正11年	永年	水利ニ関スル処分綴	2
土木門	大正12年	永年	水利関係綴丙	16
土木門	大正13年	永年	水利関係綴丙	1
土木門	大正14年	永年	水利関係綴丙	34
土木門	大正15年	永年	水利関係綴丙	5
土木門	昭和4年	永年	水利関係綴丙	2
土木門	昭和5年	永年	水利関係綴丙	19
土木門	昭和6年	永年	水利関係綴丙	1
土木門	昭和7年	永年	水利関係綴丙	1
土木門	昭和8年	永年	河川法関係原議	6
土木門	昭和8年	永年	水利関係綴丙	15
土木門	昭和9年	永年	水利関係綴丙	4
土木門	昭和10年	永年	水利関係綴丙	1
土木門	昭和11年	永年	水利関係綴丙	15
土木門	大正12年昭和12年	永年	土木例規	1
土木門	昭和13年	永年	砂防法関係原議	1
土木門	昭和12年	永年	水利関係綴丙	1
土木門	昭和13年	永年	水利関係綴丙	2
土木門	昭和14年	永年	水利関係綴丙	3
土木門	昭和15年	永年	河川法関係原議	1
土木門	昭和13年	7年	県費工事原議	13
土木門	昭和13年	7年	水利関係綴甲	9
土木門	昭和13年	7年	索道関係綴	1
土木門	昭和13年	7年	鉄道関係綴	2
土木門	昭和14年	7年	県費工事原議	19
土木門	昭和14年	7年	水利関係綴甲	1
土木門	昭和15年	7年	水利関係綴甲	4
土木門	昭和15年	7年	補助工事原議	15
土木門	昭和16年	7年	県費工事原議	27
土木門	昭和17年	7年	補助工事原議	6
土木門	昭和19年	7年	補助工事原議	13
土木門	昭和19年	7年	道路占用綴	2
計				2,233

後の廃棄においても最終的には会計課へ引き渡されたということは、文書の「焼却」ではなく「売却」が行われたことを意味するのである。そして、この文書からは「現在」において保存する価値があるか否かを行政の立場から判断し、廃棄すべきものは組織の規程に従って処理されるという極めて機械的な行政行為しか存在せず、そこには歴史的な視点も廃棄をめぐる葛藤といった人間臭い生々しさも微塵も無いことを垣間見ることができよう。

## おわりに

愛知県は他の自治体よりも徹底した文書廃棄を行い、敗戦とともにほぼ完璧に文書の廃棄を完了した。そのため、現在愛知県公文書館が所蔵する戦前期の県庁文書は約350冊を数える程度しか残されていない<sup>46)</sup>。しかし、皮肉なことに文書廃棄の記録だけはほぼ完璧に残したのである。いわば、愛知県は戦後のスタートを迎える時点で自らの手でそれまでの歴史を抹殺し尽くしたが、また同じ手で歴史を抹殺した記録を残したのであった。これは一般的な常識からすると矛盾した行為であるが、行政側からすると全く正当な行政行為なのであり、行政組織の本質を端的に顕した事例といえよう。

戦争が常態化するなかで戦時が日常化し、それとは逆に平時に行われていた業務が非日常的となっていった。法令も行政機能も戦争遂行のための道具になっていくにつれ平時に作成された文書は不要なものとなり、そればかりでなく戦時に作成された文書ですら物資欠乏を補うために供出されていった。まさに、戦争末期において公文書が持つ本来の目的と価値は全く失われていたのであり、戦争遂行のために古紙として再利用されることが公文書に与えられた役割となったのである。

そのような事態が当たり前となった時点で、日々の行政行為が文書を中心として行われる行政組織の本来の機能は失われたといえよう。それは歴史感覚に裏付けられた長期的かつ広い視点から組織の業務を検証する、または今後の行政に生かすといった感覚が本質的に欠如し、眼前にある日々の業務のみに関心を集中させがちである行政組織が、戦争という異常事態に置かれた時にあらわれる必然的結果ともいえた。そして、皮肉なことに、戦争が終結すると今度は戦時の文書は日常業務にとって不要なものとなり、今度は平時の感覚から廃棄の対象とされたのである。

敗戦直後に地方行政組織において廃棄された文書には、外交・軍事・治安に関わるものと異なり仮に残されていたとしても何等戦争責任を問われるような機密性の高いものでもなく、なぜ廃棄しなければならなかったのか理解に苦しむものが多く含まれていた。すなわち、敗戦時の公文書廃棄は、機密文書や警察関係の特殊文書などを除いた普通文書の場合、戦争責任といった次元ではなく、戦時中には必要だった文書が戦争終結と同時に不要になったために廃棄されたものが多いのである。またこうした廃棄がいつも簡単に行われた背景には、戦時中に文書廃棄が常態化し、組織として廃棄慣れしていたことと、当事者にとっても文書としての本来の価値が見失われていたという心理的影響も無視することはできない。

さらに、敗戦時の公文書廃棄を考える上でもう一つ忘れてはならないことは、廃棄が敗戦直後で終わったのではなく、戦後も一定の期間にわたって廃棄が行われていたことである。

前述した京都府の場合、敗戦後の10月段階で永年保存文書が明治期4,572冊、大正期2,600冊、昭和期

46) 残存する県庁文書の内訳は、決算書・営林事業関係・河川付属物認定関係・県債借入関係・公有水面埋立関係・自作農創設関係・道路区域変更関係・備人任免決裁簿など戦後においても権利関係を証明するものとして重要とされた文書が中心であり、明治・大正期の文書はほとんど無い。

3,100冊、永年保存以外230冊となっていた。敗戦前の6月段階と比較すると大正昭和期が660冊減少しているものの、愛知県のように昭和戦前期までの文書がほとんど廃棄されたという事態にはなっておらず、むしろ敗戦直後には大規模な廃棄が行われなかったといえよう<sup>46)</sup>。

ただし、京都府の問題は戦後になって文書の廃棄が行われていたことにある。敗戦から1年半が経過した1947年3月時点で永年保存文書は明治期2,500冊、大正期2,000冊、昭和期5,600冊、永年保存以外1,800冊となっており、昭和期と永年保存以外の文書は当然増加するとして、明治・大正期の永年保存文書が1945年10月段階よりもあわせて2,672冊も減少していたのである<sup>47)</sup>。

このように、愛知県のような敗戦直後までにはほとんど廃棄した事例の他に、京都府のような戦後になっても廃棄が続けられていた事例もあったのである。また、前述した大阪府の場合も「戦後処理ニ関シテモ極力存置文書ノ縮小方針ニ依リ区分標準ノ改正ヲモ為サントス」と記されていたように戦後になっても依然として文書の廃棄が進められていたのである<sup>48)</sup>。

これまで見てきたように公文書の廃棄はさまざまな複雑な要因が絡み合いながら長い期間をかけて行われていったのであって、ある時点で一気に廃棄が行われたといった短絡的なとらえ方をすべきではない。また、敗戦前から廃棄が行われていることは敗戦を見越した処置であるといった見方は、すでに結果がわかっている立場からの視点であって、その当時の目線から出来事を考察する歴史を扱う者にとって不可欠な感覚を欠いたものである。

さらに、このようなとらえ方の大きな問題は、単に複雑な事象を単純化するだけではなく、官庁の特性や習性、さらには官庁にとっての公文書とはいかなる意味を持つものであるのかといった非常に重要かつ本質的な問題を解き明かす鍵を見逃すことになるのである。そして、こうした公文書の本質を見逃すならば、現代においても行われている公文書の廃棄問題に対する有効な解決策を提示することも不可能となろう。

愛知県で行われた公文書廃棄からは、行政機関だけではなく研究機関(研究者)の主観によって廃棄がなされたこと、戦局が悪化する以前から様々な理由で公文書の廃棄が行われていたが戦局が悪化するなかで物資の欠乏を補うため、さらには防空上の理由から公文書の廃棄が恒常化したこと、そして敗戦時に不必要と思われる廃棄が行われたことといった様々な公文書廃棄の諸相が窺える。このように廃棄が徹底し公文書がほとんど残されなかったのは、公文書館のような管理施設が無かったことも一因であり、文書廃棄の防波堤としての文書館の必要性が痛感できるともいえよう。

しかし、この一連の廃棄過程のなかで行政を行う側にとって行政を受ける側の視点がどこにも見られなかったこと、すなわち公文書は行政機関のものではなく、国民の共有財産であるといった意識が欠落していたことが本質的な原因である。だが、旧憲法下のこの時代において現代的な価値観を尺度とすることは意味のあることではない。廃棄を行った県庁も職員も日常の業務に忠実であったがために徹底した廃棄が進められたのであって、個人の道義的責任はともかく彼らの業務上の責任を問うことはできない。むしろこの事例を鑑として、新憲法下の現在においてこうした価値観が果たして普遍的なものとして広く共有化されているのかを問う必要があるのである。

昨今、プライバシー保護と個人情報保護を混同し、正しい概念規定もされないまま個人情報保護とい

47) 「昭和二十年十月二十九日 文書課長 秘書課長殿 知事更迭ニ付事務引継演説書提出ノ件」(京都府庁文書「昭和二十年十月 三好前知事木村知事事務引継演説書」)。なお、文書原本では大正期の冊数が「二、六〇」となっているが、「二、六〇〇」の誤植であると思われる。また、明治期の文書冊数が200冊増加しているが、これは6月の調査時点で何らかの理由で漏れたものか、あるいはどちらかの誤記かは明らかではない。

48) 「文書課事務概要」(京都府庁文書「昭和二十二年三月 木村前知事山本知事事務引継演説書」)。

49) 前掲「文書事務引継書 昭和二十一年一月」。

う名の下に公文書の非公開が官庁主導で進められるなかで、公文書は国民の共有財産といった原点はなんら顧みられることはなく、役人は職務に忠実にかつ自らの責任を問われないように着実に非公開の網をかぶせつつある。このような国民不在のまま事態が進行することは、まさに廃棄が行われた背景に通ずるものであって、現代の「廃棄」はまさに「非公開」というかたちに換えて行われているともいえよう。

こうした現実のなかで、行政機関の側に立つのか、または国民の側に立つのか、「アーキビスト」を自認する者にとって直面しなければならない課題は非常に重く、そうした意味において戦時下の公文書廃棄が投げかける問題は極めて重いのである。